

平成 19 年 1 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

ニッセイ・リース株式会社
経 理 部**企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて**

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にてコメントを募集されました、標記「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、コメントを提出致します。

1. 適用時期について(基準案第 23 項・第 24 項)

基準案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」となっております。しかしながら、リース会社の業務は、顧客である借手(ユーザー)への情報提供も含めてシステム処理に負うところが大きく、仮に基準案及び適用指針案の内容のままで、見直しが行われる場合、所要のシステム開発がなされることが前提であります。

一方で、システム開発にあたりましては、会計制度ばかりでなく、税務上の取扱いを踏まえて行なう必要があり、リースに係る会計制度とそれに応じた税務上の取扱いが、もれなく細部にわたり明確に定められていることが必須であります。

そのような状況のもと、実務に耐えうる詳細な解説もなく、かつ、税務上の取扱いについても未だ詳細が判明しない段階で、会計制度のみ平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から基準案を適用することは現実問題として極めて困難と言わざるを得ません。

また、弊社ではシステム開発・保守・運用を情報システム会社に委託しており、情報システム会社においてもリース業務に精通したシステム要員が限られているため、弊社からの要請を情報システム会社が受諾できず、システム開発に着手できない事態が想定されます。このことは他の多くのリース会社でも同じ状況と言えましょう。

従いまして、弊社と致しましては、会計基準の適用時期は、会計上及び税務上、実務に対応可能な詳細な取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システムの問題も勘案すると、最低でも 1 年延期すべきであると強く希望します。

2. 利息相当額の配分について

基準案及び適用指針案では、各所において「利息相当額」の配分を原則「利息法」によることとし、「定額法」による配分は、限定された範囲で認められているにすぎません。

しかしながら、実務上、利息法による配分はシステムを用いて個々のリース契約ごとに計算しなければならず、多大のシステム負荷が生じます。特に借手や中堅・中小のリース会社にこの負荷を負わせることは、過剰な負担を強いる結果となります。

リース会計基準の見直しが円滑に受入れられ、その趣旨に則った会計処理を定着させるというのであれば、あらゆる借手及び貸手について、「利息法」と「定額法」の選択適用を認めるべきと思慮します。

以 上